

## 豊中市農業近代化施設等事業補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、市内農家の経営の近代化を図るため、能率的、効率的な農業施設等の設置を目的とする事業に対して、事業費の一部を補助することをもって、農業振興を図るものである。

### (補助対象者)

第2条 補助金を受けることのできる者は、次に掲げるものとする。

- (1) 農業者
- (2) 農業者が組織する団体
- (3) その他市長が適当と認めるもの

### (補助対象及び補助率)

第3条 補助金の交付対象及び補助率は、別表に掲げるとおりとし、補助額は100,000円を限度とする。ただし、千円未満の補助額は切り捨てるものとする。

### (補助金交付の申込み)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、事業実施者から別に定めるところにより、事業計画、収支予算その他市長が必要と認める事項を記載した補助金交付申込書(様式第1号)を提出するものとする。

### (補助金の交付決定)

第5条 市長は前項の規定により申込書の提出があったときは、その内容を審査のうえ、補助金の交付の可否を決定し、その結果を補助金交付決定通知書(様式第2-1号)又は補助金不交付決定通知書(様式第2-2号)により申込者に通知するものとする。

### (補助金の交付請求)

第6条 前条の通知を受けた者は、補助金交付請求書(様式第3号)を速やかに市長に提出しなければならない。

### (流用の禁止)

第7条 補助金の交付を受けた者は、当該補助金を他の経費に流用してはならない。

### (実績報告)

第8条 補助金の交付を受けた者は、すみやかに補助事業実績報告書(様式第4号)を市長に提出するものとする。

(補助金の返還)

第9条 市長は、補助金の交付を受けた者が、次の各号の1に該当すると認めるときは補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) この要綱の規定又は市長の指示に違反したとき。
- (2) 補助金交付条件に違反したとき。
- (3) 補助事業等の施行方法が不相当であったとき。
- (4) 経費の支出額が予算額に比べて減少したとき。

附 則

この要綱は、昭和37年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和50年度から適用する。

附 則

この要綱は、昭和59年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和59年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、昭和62年6月1日に施行し、同日から適用する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日に施行し、同日から適用する。

附 則

この要綱は、平成15年4月15日に施行し、同日から適用する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行し、同日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年1月1日から施行し、同日から適用する。

別 表

補 助 対 象	補 助 率
1 野菜、花き等の不時栽培を行なうための施設を設置するために必要な資材の購入に要する経費 (大 型) (2アール以上)	当該経費の 35パーセント
2 野菜、花き等の栽培を行なうために必要と認められる機材等の購入に要する経費	
3 その他農業近代化施設等として特に必要であると市長が認めたものに要する経費	

ただし、

- 1 補助対象は、市内で耕作・栽培に要する資材、機材とする。
- 2 補助対象となる資材、機材等の購入に要する経費は、10万円未満は対象としない。